フランス革命における 貴族土地所有の残存

小 林 良 彰

はじめに

- I ツールーズ郡の統計
- 個人財産の系譜
- 断片的事実 おわりに

はじめに

フランス革命によってひきおこされた土地所有関係の変化は,ひじょうに複雑であるため,そこから一定の結論をひきだすことが不可能なようにみえる。もっとも公正な評価はマルク・ブロックのものであろう。

「1789年にはじまる大危機は、前の数世紀間に再建された大土地所有を破壊しなかった。貴族またはブルジョアの土地集積者のうち、決して亡命しなかった人々は――このような人々は、貴族のなかにも時として想像されるよりもはるかに多かったが――その土地財産を保持しつづけた。亡命者のなかのいく人かは、自分の土地財産を親類のものや仲介人に買戻させることによって、同様にそれを維持することに成功したし、あるいはまた統領政府や第一帝政によって土地を返還されたこともあった。フランスのいくつかの地方――とりわけ西部――における貴族財産の残存は、わが国

¹ M. Bloch, Les caractères originaux de l'histoire rurale française, Pair, 1952, pp. 246-247. 〔河野健二訳『フランス農村史の基本的性格』創文社, 昭和35年, 326-327ページ〕

の現代社会史における、最も研究されていないが、しかし、最も異論の余地のない事実の一つである。……大フェルミエは大土地所有者になった。ブルジョアは、前世代の人々が行なった辛抱強く、また効果的な土地集積事業を続行した。富裕なラブルーレはその世襲財産を増大させて、農業資本家の地位に決定的に上昇した。しかし、他方、革命は同じく多数の土地を市場に投じることによって、小土地所有を強化した。多くのあまり富裕でない農民もまた……地片を獲得し、こうしてその経済的地位を強固にした。マヌヴリエ(日雇農民)ですらも獲物の分配にあずかり、こうして有産階級に上昇した。」

このようにこみ入った事実は、評価する人の問題意識によって、その一面のみが過大評価される傾向をもつ。今日盛んな問題意識は、フランス革命における農民革命論、土地革命論である。これはフランス、日本に共通している。そこで、事実の分析に際しては、ブロックの評価する方向と同じく、総合的に取扱いながら、論文や著書の結論では、農民所有地の増加を大きく評価する。これが他の研究者によって援用されていくうちに、いつの間にか別の事実、たとえば貴族の大土地所有の残存という側面は背後に押しやられ、あたかも、そのような事実すら無くなったかのように思い込まれてしまう。そこから、フランス革命は、貴族の大土地所有にたいする破壊的打撃という点では徹底的であったという暗黙の前提が承認され、典型的市民革命の条件として土地革命、農民革命が設定されてきた。

だが、もし、フランス革命ののちも貴族の大土地所有が大量に残存しているという事実を強調するならば、市民革命の条件にたいしてどのような影響を及ぼすだろうか。おそらく、今までの問題の立てかたはくつがえるだろう。その見通しについては、かって概観しておいたことがある。そのような伏線をおきつつ、ここでは貴族大土地所有の残存に関する事実を、

² 拙著『フランス革命経済史研究』ミネルヴァ書房,967.196ページ。

多く紹介してみたい。この側面は、日本においてはほとんど紹介されることがなく、本国のフランスにおいても、ブロックのいうように「あまり研究されていない」事実である。それだけに何らかの意義をもつだろう。

ただし、貴族土地所有の残存を主張するのは、これがはじめてだというわけではない。すでにイギリスではコバン A. Cobban がフランス革命における保守的大地主階級 Conservative landowning classes の勝利を強調している。 アメリカでは、フォスター R. Foster がコバンを引用しつつ、貴族土地所有が生きのびたことを証明した。私も42年5月の論文でこの事実にふれた。しかし、コバン、フォスターともに論説が主で、事実の紹介に乏しい。私の論文も紙数が制限されていたため、十分な事実を紹介しつくせなく、いわば馳足でとばした。そこで、以下においては、多くの事実を網羅し、フランス革命において、貴族の大土地所有が残存したことをはっきりと確認する資料としたい。

I ツールーズ郡の統計

ツールーズはフランスの西南部にあり、ブロックのいう「西部」における貴族土地所有の残存の例証となる。1802年、600の富裕な名土のうち、4分の1は古い貴族の子孫であり、200人以上の高等法院貴族、地方都市貴族もほとんど富裕者の中に入っているという。また1808年、警察の報告によると、ツールーズの9人の貴族について、7人は「富裕で平静」、2人が「革命でほとんどの土地を失なった」とされている。そこでこの市が

³ A. Cobban, The Social Interpretation of the French Revolution, Cambridge, 1964. pp. 167-170.

⁴ R. Foster, The Survival of the Nobility during the French Revolution, Past and Present, No.37, Baltimore, 1957. 7.

⁵ 拙稿「フランス革命と明治維新の対比における土地革命論の再検討」『社会経済・ 史学』第33巻,第1号,1967年。

⁶ R. Foster, op. cit., p. 77.

⁷ Ibid., p. 82.

中心をなす、ツールーズ郡についての統計を試みてみよう。

この郡の70の町村について、1750年における貴族所有地の面積、総面積 (共有地も含めた)にたいするその比率、革命によって売却された土地の 面積がわかっている。それを第一表に示す。

第1表

町 村 名	貴族所有地面積			比率 売却された貴 族所有地面積				
1					<u>族所有</u> 106ha		<u>頃</u> 86c	
オーソンヌ		06a	40c	53%				
オーズヴィユ	396	20	16	58	5	97	47	
オージーユ	288	4 5	36	71	13	35	43	
アザス	380	40	20	37			0	
バルマス	691	30	36	5 0	34	06	68	
ボーピュイ	275	11	00	77			0	
ベシエール	370	28	12	25.6	5 0	60	91	
ブラニャック	503	12	40	30.8	43	08	59	
ベンルポ	260	15	33	77			0	
ブーロック	670	16	40	38			0	
ブリュギエール	322	40	28	40	32	28	49	
ビュゼ	493	4 0	28	36.3	160	94	84	
カスタネ	201	06	20	34.9			0	
カステルギネ	302	40	16	46.3	1	13	81	
セペー	201	13	07	39.9			0	
コロミエ	794	40	03	38.3	130	25	82	
コルヌバリュー	694	35	24	49.8	11	87	83	
キュニヨー	381	40	20	32.9	147	06	25	
フェヌイエ	270	07	22	37.1	19	77	38	
フルラン	311	06	04	37.6	2	27	61	
ガニヤック	191	03	14	45.6			0	
ガルガス	314	30	13	47.8			0	
ガリデック	292	05	28	50	2	45	43	
ゴール	803	40	00	60.5	2	63	03	
ジエミール	100	20	20	43			0	
グラニャーニュ	539	20	49	48.7	54	88	54	
グラタンツール	183	17	12	54.7	39	5 0	69	

⁸ H. Martin, Documents rélatifs à la vente des biens nationaux dans le district de Toulouse, Touloése, 1916, pp, 516-523, 558-577.

ラパスチード・コンスタンス		40	28	31.4	5	05	01
ラバスチード・サンセルナン	200	10	35	39.9			0
ラベージ	235	40	30	41.7			0
ラクルノドリック	201	20	20	44.4			0
ラペイルーズ	246	25	06	52.2			0
ラヴァレット	603	35	46	58.8			0
ラピナツス	40	5 0	20	11			0
ラ・マドレーヌ	189	17	22	63.8			0
メルヴィア	130	40	60	63			0
モンス	200	13	04	46.4			0
モンタストルック	613	40	08	49.3			0
モントリオール	120	30	40	72.3			0
モンテギュ	200	32	00	37.9	137	91	84
モントラーブ	209	40	00	41.5			0
ポーラック	300	30	45	27.7			0
ペシャブー	188	08	11	74.9	71	37	73
ペシュボニュー	314	30	25	54.2	122	02	11
ペシュビュスク	116	08	00	41.4	24	52	14
ピブラック	1,175	05	48	63.9			0
パン・バルマ	176	26	00	41.4			0
プレザンス	1,160	45	40	47.5	147	24	11
ポルテ	318	39	31	32.2			0
ピュニエール・トラー	199	23	30	32.0			0
カン	300	35	. 20	59.7			0
ラモンヴィユ・サンターニュ	248	16	15	43.9			0
ルビーグ	213	06	37	49.1			0
ロクスリエール	145	44	00	21.0	195	92	23
ルフィアック	120	30	48	36.6	8	30	40
サン・ジュニエ	98	40	18	36.0	6	25	93
サンジャン・レルム	433	06	30	70.1		11	56
サンジャン・デ・ピエール	114	17	08	52			0
サンマルセル・ポーレ	178	34	26	37.8			0
サン・トルヌ	144	46	60	32.9	55	80	05
サン・リュスティス	49	37	38	25.6		14	23
サン・ソヴール	300	34	11	44.7	56	09	13
サルヴェタ	209	18	36	42	121	59	43
セーユ	205	41	10	52.6	91	04	47
ラ・スラード	100	08	60	41.1	-	••	0
ツルヌフィーユ	494	50	02	33.3	83	75	42
j		-	·	30.0	~	10	-14

ヴィグレ	98	20	25	60.4			0
ヴィラリエ	279	40	03	39.9	8	80	23
ヴィヨドリック	439	36	60	42			0
ヴィユヌーヴ・レ・ブロック	397	60	10	36.3			0
計	22,598	05	27		1,994	53	68

ごく少数の町村について、どちらか一方の数字が欠けていたので、除外 した。また革命前の年代として1750年のものは、少々古いようにも見える が、たとえば1770年代の面積が判明するものと比較してみると、

1750年 1771年 ルピーグ Rebigue の貴族所有地 213ha 06a 39c 218ha 17a 90c サン・ジョリ Saint-Jory の貴族所有地 614 44 60 616 38 70 と大差を示さない。ゆえに、1750年の数字と革命直前の数字に大差はない と考えてよかろうと思う。

さて、集計によると、1750年の貴族所有地の総面積は約22,598ヘクタールであり、土地総面積の約45%をしめる。このうち革命で没収・売却されたものは約1,994ヘクタールのみで、20,603ヘクタールは残存したことになる。貴族所有地の1割弱が革命によって失なわれたにすぎない。

Ⅲ 個人財産の系譜

フィリップ・テレーズ・ピコ Picot は 1774年に生れ、 父はツールーズ の富裕な商人, 母も富裕な商人の娘であった。彼は弁護士になったが、伯父 (父の長兄) の死によってその財産(ラペイルーズ Lapeyrouse の領地) と貴族の称号を相続し、ピコ・ド・ラペイルーズと呼ばれ、大土地所有貴族になった。妻は、マドレーヌ・マルグリート・ド・サカズ Sacaxe で、

法服貴族・織物の染色工業家の娘であった。1789年,彼はツールーズ奉行裁判管区の貴族を代表し,三部会への請願書を起草した。91年から92年にかけて,ツールーズ郡の郡長にもなった。91年5月22日,彼は国有化された教会財産の牧場を4アルパン2ピニエール(1アルパンは約57a,1ピニエールは約14a)を買い,2,125リーブル支払った。93年9月に革命税1,600リーブルを支払ったが,10月19日「貴族,利己主義者,フイヤン派,穏健派,ジロンド派」の告発をうけて逮捕され,94年11月8日保安委員会の釈放令を得たが,反対派の策動で6日間延長された。革命暦10年(1801ー2年),彼はオード・ガロンヌ県の高額所得者600人のうちに入った。その申告によると,「ラペイーズ,バズュ,カテルモルー,サン・ルー,モンベロン,ツールーズの町村における土地所有者」となっており,革命暦12年の申告にたいする課税は30,000フランとなっている。統領政府時代,ツールーズ市長にもなった。

彼のラペイルーズの土地はツールーズの北にあり、3つに区分され、それぞれ1 kmから2 kmの距離で近くに散在し、それぞれの区割には $2 \sim 3$ の折半小作地、一台のスキで耕せる耕地が $6 \sim 8$ の数だけある。さらに60 ha の伐採林とオークの木の林、50 ha の自然牧場、40 ha の建物用地、庭園、6 ha のブドー畑、245 ha の耕地、3 つの製粉小屋を含め、総面積は12 400 ha になる。彼の子孫と財産は現在まで続いている。

フランスの南東にあたるプロヴァンス州のド・クール Court の家系は 法服貴族である。 アントワーヌ・ド・クールはエスカラポン Escalapon とフォンミシェル Fontmichel の領主, プロヴァンス州大法官書記, 妻は

⁹ R. Amanieu, Un personnalité toulousaine de la fin du XVIII^e siècle: Phillippe Picot, seigneur de Lapeyrouse, *Annales du Midi*, t. I, 1959, Fascicule, 2-3, pp, 143-147.

¹⁰ Ibid., pp. 161-162.

¹¹ H. Martin, op cit., p. 396.

¹² R. Amanieu, op. cit., pp.148-175.

富裕な商人の娘であった。この間に二人の息子が生れ,兄は1756年に生れオノレ・ド・クール・デスカラポンといい,その妻はセランソン Seransonの領主の娘であった。父の死により,86年エスカラポンの領地を相続した。弟はジョセフ・ラボーの姉カブリス侯夫人の紹介で王の門衛兵となり,82年から85年まで宮廷にいた。革命がはじまっても亡命せず,90年から92年の初めパリ守備隊に勤務,93年諸団長としてアルプス方面軍を指揮,11月半身不随になって地任地から離れた。兄は92年12月から94年2月16日までグラッス Grasse の市長をつとめたが,派遣委員によって配免された。恐怖政治のあいだ告発は受けたが,無事に過した。その間,国有財産の購買に参加し,レラン Lèrins の僧院に属していたマンドリュー Mandelieuの土地数百へクタールを獲得し,これを一世紀以来続いた自分の土地に付加した。97年8月逮捕され,兄は1800年まで拘留され,1801年に死んだ。弟は99年に釈放され,1802年グラッスに帰って兄の財産を相続し,帝制時代その土地・財産のおかげでナポレオンの貴族に名を列ね,市長になった。

フランスの中西部に、名門貴族シャルル・エリー・ド・フェリエール・ド・マルセイ侯 Ferrières de Marsay がいる。父母の家系は15世紀にまでさかのぼる。ポワチエの貴族で、父はコンデ竜騎兵連隊の中尉、母はマリー・アンヌ・デュ・チレーといった。フェリエール侯は1741年に生れ、18才のとき系譜学者の証明により宮廷入りを許され、革命直前にはヴェルサイユで王弟アルトワ伯を囲む高級貴族の暗餐会に出席したから、当時の第一流の貴族であった。ただし、彼はそのなかでの自由主義派であり、ネッケルの支持者であり、宮廷での特権の多くにあづかれなかったため、亡

¹³ H. de Fontmichel et M. Vovelle, Deux notables provençaux sous la Revolution française, *Provence Historique*, Aix-Provence, 1946. 4-6, t. xiv, pp, 182-184.

¹⁴ Ibid., pp. 185-202.

¹⁵ M. de Ferrières, Corespondance inédite, publiée par H. Carré, Paris, 1932, pp. 1-2, 58.

命貴族とは別の道を進むことになったと思われる。彼は母よりマルセイの 城と数多くの土地と領地 (マルセイ,モンドン,ポリニー等々20以上にの ばるので地名は省略)を相続した。妻はバ・ポワツー (ヴァンデー地方) の貴族の娘であった。

彼は多くの時をマルセイの城で過し、土地を直営するか、折半小作に貸出した。すでに農業経営に精通した大土地所有者として有名になっていた。三部会貴族議員に選出され、国民議会の議員としては、王をヴァレンヌで逮捕したとき抗議を行なった。国民議会が解散されるとポワツーに帰り、婿や義兄弟が亡命し、危険が迫っていると判断するとパリに戻り、93年2月まで妻子と暮した。その後マルセイに帰り、革命に協力した。3月、義勇兵のために800リーブルを献金し、11月17日、領主権証書の一切を提出して焼却し、ツーロン奪回の宴会に出席し、ポリニー村の人民協会に登録し、96年まで決議に立会い筆をとった。また食糧輸送も引受けた。

こうした活動のため、攻撃もされずに革命を切り抜け、土地を維持し、ポリニーでは最高の多額納税者になった。隣接するマーヌ・エ・ロワール県のボジェ郡では、彼の不在地主であることが誤解によって亡命者として93年10月1日に登録され、土地が接収されたが、奔走のすえ解除させた。
亡命中の婿についても尽力し、1804年帰国の許可をえ、この年に死んだ。

Ⅲ 断片的事実

王政復活ののち、ソー・タヴァンヌ Saulx-Tavannes 家は、ディジョン 北方の森林5000エーカーを返還され、アルトワ伯はアルデンヌからポワチ 17 エに分散する森林25,000エーカーを返還された。

¹⁶ Ibid., pp.

¹⁷ R. Foster, op. cit., p. 78.

1659年、ルイ14世紀はマラザン公(枢機卿)Maxarin にオート・アルザスの領地を与えた。これは、1781年結婚によって大部分モナコ大公の手に入った。フランス革命で接収されたが、1825年の政令により、フェレットFerrette とジロマニー Giromagny 小郡にある 8,000ha の森林が、相続者すなわちドーモン夫人=マザラン公妃 d'Aumont に返還された。

クリョン公 Crillon は陸軍少将,三部会貴族議員,ボーヴェー Beauvais 大法官の地位をもち,92年2月陸軍中将となり5月に辞職した。王政復古のもとで貴族院議員,大不動産の所有者であった。土地はオワーズオーブ,カルヴァドス,ヴォクリューズの各県にあり,パリの3つの邸宅とあわせて総計500,000フランに評価された。

イル・エ・ヴィレーヌ県(ブルターニュ)では、革命前にあった亡命貴族大土地所有のほとんどが再建され、4分の1のみが売却された。8分の201は親属のものが買戻し、未買却地は王政復古で返還された。

第一帝制時代においても、最大の土地所有者は貴族階級であり、革命前から土地をもっていたものであるが、彼らの支払った高額の租税から、その大土地所有を推察することができる。 アリエ県では、ピネティ Pinetyが8,090 フラスを支払い、ビオチエール・ド・チリイ Biottière de Tillyが7,838フラン、ラ・ツール La Tour が7,609フランを支払った。アルデンヌ県ではユゲー・ド・セモンヴィユ Huguet de Semonville (前パリ高等法院判事、駐オランダ大使)が7,564フランを支払った。 アリエージではレヴィ・ド・ミルポワ公 Levis de Mirepoix が4,289フラン、ユールではモンモランシー公 Montmorency が13,703 フラン、ユール・エ・ロワールではノアイユ(父)が14,588フラン、マルヌではヴァランス Valence

¹⁸ P. Leuillot, L'Alsace au début du XIXe siècle, Paris, 1959, p. 147.

¹⁹ A. Damard, La bourgeoisie parisienne de 1815 à 1848, Paris, 1963, p. 498.

²⁰ A. chabert, Essai sur les mouvements revenus et de l'activité économigue en France de 1798 à 1820, Paris, 1949, p. 330.

将軍 (前貴族) が9,565 フラン, サルトではショワズール・プラスラン公 Choiseul-Plaslin (元老院議員) が27,207 フラン,セーヌ・アンフエリュ ールではリュクサンブール公 Luxembourg が19,403フラン,セーヌ・エ ・マルヌではショワズール・プラスラン公がさらに30,575フラン、セーヌ ・エ・オワーズではアルベール・ド・リュイヌ Albert de Luynes がダン ピエール Dampierre の土地をもって14,736フラン, ロワール・エ・シェ ールではロシャンボー Rochambeau (父・元帥) が5,500フラン, ヴァン デーではラ・ドネフ La Donneffe が 4,108フランをそれぞれ支払った。 サルト県 (フランス西部) では、20世紀のはじめ、 ヴィブレー侯 Vibray が彼の名をもつ小郡に 1,840ha の土地をもち, このうち 1,700ha は 森林であった。 その近くのセミュール Semur には, ド・ルヴェルゾー Reverseau が 575ha の土地をもち,そのうち森林が 350ha になる。ド・ ファイエ Fayet はメユレー Melleray に 560ha の土地をもち、そのうち 400ha 以上は森林である。シレ・ル・ギョーム小郡 Sillé-le-Guillaume で は, ユゼ公夫人 d'Uxès の 3,000ha の森林がある。 この県の南部, ロワ ール河のほとりのリュード小郡 Lude では、大土地所有の比率が56%をし め,そのうちの大部分がタルエ侯 Talhouet のものであり,リュード市に ある豪華な邸宅に住み、この家族から第二帝制、第三共和の時代の代議士 を出し、リュード市はその影響で第三共和制のもとで大部分が右翼に属し ていた。またモンフォール地方 Monfort には, ニコライ侯 Nicolaï がモ ンフォールの城主として住み、この大きな村から彼の土地が南方にのび、 パリニェ・エヴェック Parigné-l'Evêque とシャル Challes に達してい

る。モンフォールの村も、その影響下にあって右翼に忠実である。リュアール侯 Luart はこの県最大の土地所有者でリュアールの城に住み、その

²¹ Ibid., p. 331.

²² P. Bois, Paysans de l'Ouest, Paris, 1960, p. 73.

²³ Ibid., p. 74.

土地は 4 つの村(ル・リュアール,ブエ Bouer,ソー・スュル・ユイーヌ Sceaux-suc-Huisne,クドルシュー Coudrecieux)に広がっている。クドルシュー村では,大土地所有者—城主の ポントワ・ド・ポンカレ Pontoi de Pontcarré の土地と隣接している。 ル・リュアールの村も大部分右翼に忠実である。

同県のヴィブレー小郡のユロー家 Hurrault は 1350ha の森林を王政復古で返還され、ミュラー家 Murat は 4つの城、13の邸宅、81の小作地と製粉小屋をもっていた。亡命したが、1つの小さな城と16の耕地を失なったのみである。ブーヴェ・ド・ロヴィニー家家 Bouvet de Lauvigny は659ha のうち 105ha を失なったのみである。結局、全県でみると、20%をしめた貴族所有地 120,000ha のうち、約 40,000ha、すなわち 3 分の 1のみが革命によって失なわれたことになる。 このうちユロー家 Hurraultは、1793年 8 つの村に 2,540ha をもち、1832年にゼ、3 つの村に 1,870haを保持している。 バラン・ド・ラ・ガリソニエール Barin de la Galissonière は、その 940ha が全部没収・売却されたのに、1829年には、1,245haの土地をベルセ Parcé、アヴォワーズ Avoise、ノワイヤン Noyenにもっている。 未亡人シャミヤール Chamillard は、婚姻上の財産として2,400ha をもっていたが、これが没収され、その一部分の買戻し、その後増加させ、1828年には彼女の相続者は 3,239ha をもち、34年には約 4,000 aをもっている。

サルト県南東の28町村の貴族土地所有を集計すると,1777年には13,237 ha,1830年には13,024 (或は14,000) ha となり,革命をつうじてほとんど変化がない。そして1830年の課税対象面積は58,570ha であるから,貴

²⁴ Ibid., p. 91.

²⁵ Ibid., p. 312.

²⁶ Ibid., p. 315.

27 族の所有地は約4分の1をしめることになる。

この県最大の土地所有者であったテッセ伯 Tessé(陸軍中将,三部会貴族議員)は亡命し、統領時代に帰国した。 土地は約3,378ha でル・マン Le Mans の西北に散在していたが、ほとんど失なわれた。 そのため、彼の相続者シャヴァニャック Chavagnac は1,698,000 フランの補償金をえたが、それにしても土地を完全に失なったのではなく、1828年少くとも、459ha を各地の村に散在させて所有し、それぞれは40ha 以下の面積であ28った。

逆に土地を増加させたものもいる。 モンテッソン家 Montesson は 466 ha から 663ha に、アルドアン・ド・ラ・ジルアルディエール家 Hardouin de la Girouardière は 723ha から 989ha になった。 ショワズール・プラスランは1792年に 1,143ha をもち、このうち 538ha は教会財産の買取りによってできた。1828には、ラ・フレーシュ La Flèche 地方に2,559 ha の土地を集中している。

貴族大土地所有は「西部」にだけあるわけではない。南東部のアルプス 地方にも大量に残存している。土地台帳原薄が作成された19世紀の第2四 半期の時点で、つぎのような事実がみられる。

バス・アルプス県のヴァランソル町 Valensole では,カステラーヌ侯 30 Castellane が 316ha をもち,土地からの収入は1,440フランになる。イゼール県のクレミュー高原 Crémiue やシャンバラン Chambaran 高原では大土地所有の比重が高く,そのうちの多くはドーフィネ,リョンにいる旧制度下の貴族である。 シシュー村 Siccieu の約 5 分の 1 は シャポネー伯 Chaponnay の所有するサン・ジュラン St.-Jullin 城に属し,231ha にな

²⁷ Ibid., p. 319.

²⁸ Ibid., p. 322.

²⁹ Ibid., p. 323.

³⁰ P. Vigier, Essai sur la répartition de la propriété foncière dans la région alpine, Paris, 1963, p. 73.

31 る。彼は他の村々にもかなりの土地をもっている。同じ県のサン・ローラ ン平原 St.-Laurent では、 バラル伯 Barral がミリベル Miribel の城に 住み、豊かな土地をもち、1,149フランの不動産税を支払っている。また ドーフィネ貴族のうち、もっとも古く富裕なモンテナール侯 Monteynard は, 1837年タンサン城 Tencin に住み, 多くの村に 470ha の土地をもち, 土地よりの収入が20,685フランになる。35年, マルシュー侯 Marcieux は 708ha の土地をもち、17,870フランの収入があり、彼の名をつけた村に城 をもち、城をとりまく土地は 56ha になる。ド・ミリベル家 Miribel はド メーヌ Domène と東グルノーブルの小郡に土地をもち, 1847年に 4,000フ ランの租税を支払っている。マッカーシー伯 Mac-Carthy は、1849年4つ の村に 320ha の土地をもち、城をヴァシュ村 Vache にもっていた。ロワ ボン小郡 Roybon には、クレルモン・トネール公 Clermont-Tonnerre(貴 族院議員) が 1,543ha の土地をもち,7,829 フランの収入をえているが, こ 34 の土地は村の30%をしめる。 サン・サヴァン伯 St.-Savin は、彼の名を もつ村に 294ha をもち、13,574フランの収入をえていた。コルボー・ド・ ヴォルセール侯 Corbeau de Vaulserre はサン・タルバン St.-Albin の 城に住み, この村とサン・ジャン・ダヴランヌ村 St.-Jean-d'Avelanne の 二つにそれぞれ 100ha 以上の土地をもち、1847年には 305ha の土地につ いて3,224フランの租税を支払った。メフレイ伯 Meffray はラ・ヴェルピ リエール La Verpillère 小郡に 186ha の土地(シェズヌーヴ村 Chezeneuve) と 185ha の土地(モーベック村 Maubec)をもち, 前者は 3,358 フラン、後者は3,380フランの収入があった。 その他の小郡に散在する土 地を合わせると11,887フランの不動産税に相当する土地であり、城ももっ

³¹ Ibid., p. 76.

³² Ibid., p. 87.

³³ Ibid., pp. 89, 92 et 111.

³⁴ Ibid., p. 94.

³⁵ Ibid., p. 99.

36 ていた。

ドローム県のもっとも富裕な土地所有者はユル伯 d'Urre で、タン小郡 Tain のメルキュロル村に 263ha の土地があり、ここから16,250フランの 収入をあげていた。その他の土地を含めて1847年に租税11,395フランを支 払い, このうち 2,030フランがこの村の土地に対するものである。 ヴァラ ンタン小郡 Valentin では、プラン・ド・シエース Plan de Sieyes の土 地が1822年に300ha あり、土地よりの収入が19,300フランになった。 ピ ザンソン侯 Pizançon は1822年シャツザンジ Chatuxange の城に住み、 ここに 341ha の土地をもち、隣のペアージ村 Péage に 107ha の土地をも っていた。 イスナール伯 Isnards はスクス・ラ・ルッス村 Suxe-la-Rousse に1822年 647ha の土地と古くからこの家族の支配する城をもって いた。 ボヌ・レディギエール侯 Bonne-Lesdiguière は有名なドーフィネ 貴族で、モンテリマール小郡 Montelimar に 119ha をもち、 隣村のシャ トヌフ Châteauneuf に 217ha をもっていた。前者は 5,765 フラン, 後者 は4,722 フランの収入をもたらした。同じ小郡に、ド・ラコスト Lacoste は 388ha (20,507フランの収入) をもち、リヴィエール・ド・ラ・ミュー ル Rivière de la Mure は 209ha (5,600フランの収入) をもっていた。 アルビニャック伯 Albignac はシャトヌフ・ド・マクセンク村 Chateauneufde-Maxenc に 234ha をもち、これは村の面積の11%になる。 彼は村長で あり、1847年に2,208 フランの不動産税をおさめ、この小郡でもっとも密 裕な選挙人になった。

ヴォクリューズ県では、カンビス・ドルサン侯 Cambis d'Orsan が18

³⁶ Ibid., pp. 101 et 25.

³⁷ Ibid., p, 110.

³⁸ Ibid., p. 111.

³⁹ Ibid., p. 112.

⁴⁰ Ibid., p. 113.

⁴¹ Ibid., p. 114.

29年アヴィニョン町に 163ha(7,029フランの収入)の土地をもっていた。 バロンセリ侯 Baroncelli はジョンケット村に 65ha の土地をもち、 カルパントラ村 Carpentras 村の最大の土地所有者はイスナール家で 62ha をもち、モンツー村 Monteuy の最大の土地所有者は、パリに住むカステラーヌ家で 178ha(8,060フラン)になり、この村の土地は肥沃である。 バランクール侯 Balincourt はラモット村 Lamotte の村長であり、1947年バラング村 Barringues の広大な土地にたいして、2,312フランの不動産税を支払った。コーザン伯 Causans はジョンキエール村 Jonjuières に42ha(11,130フランの収入)の土地をもち、この県の正統派の首領であった。グラモン・カデルース公 Gramont-Caderousse 一族はカデルース村に広大な土地をもっていた。1855年の原薄では、910ha(この公家の二人の代表者のもの)となっている。

バス・アルプス県にはボニ・ド・カステラーヌ伯がヴェルドン Verdon とアルビオスク Albiosc に 786ha をもち,1850年に売却した。 ブランカ 公 Brancas (或はセレスト公 Céreste) は,1837年セレスト村に 560ha の $\frac{48}{1}$ 土地をもっていた。

若い貴族が亡命しても、姉妹、母、妻がとどまっているならば一時的な土地所有を許された。このような理由がルーアン郡において約4,000haの土地を売却から防いだ。また革命暦第5年に認められた入札で、亡命貴族の一族が1,200haの土地を買戻した。その後の買戻も安い値段でつづけられた。このような理由で、ノルマンディー(フランス北部)の貴族は第一帝制時代の大土地所有であり、ビヤンクール侯 Biencourt、エチエーヴ・ド・トレモヴィユ Etiève de Tremauville、ヴィユー伯 Vieuy、ゴダール・ド・ベルブーフ Godart de Belbeuf、ギュイヨー・デタルヴィユ Guyot

⁴² Ibid., pp. 127, 128, 131. 133, 134 et 135.

⁴³ Ibid., pp. 149 et 154.

d'Etalleville らは土地収入が50,000フラン以上あった。

最高の宮廷貴族コンデ大公 prince de Condé や,オルレアン公 duc d'Orléans も1814年5月の法令で森林を返還されている。このとき 350,000 ha の森林(その全収入は9,000,000フラになる)が亡命貴族に返還され、このうち二人のものが166,605haになった。さらにそのなかでオルレアン公のものが57,000haになり、このための租税は300,000フラン、ここかあがる年収は約200万フラン、地価は60,000,000フラン以上であった。同12月の法令では、サックス大公 Saxe の相続者が271haを返還され、プラネリ・ド・モーベック Planelli de Maubec は662haを返還された。

おわりに

以上に概観したように、フランス革命以後に貴族の大土地所有制が残存したことは否定しがたい事実である。あらゆる種類の貴族が土地を維持しさまざまな方法によってそれに成功した。ブロックは、とりわけ「西部」を強調しているが、それは程度の問題で、東部にも北部にも南部にも、あらゆる地方に貴族の大土地所有をみることができる。それは当然、貴族地主対小作農・農業労働者・日雇農・下僕の関係を農村に大量に残存させたことになる。このことは、市民革命と土地問題の関係を論じるとき、考慮に入れるべきであろう。

⁴⁴ M. Bouloiseau, Le séquestre et la vente des biens des émigrés dans le disrict de Rouen, Paris, 1937, p. 366.

⁴⁵ A. Gain, La Restauration et les biens des des émigies, Nancy, 1929, t.I, pp. 156, 263 et 277.